

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年十月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和二年九月十日

指令越建セ第〇一〇三六一号

二 検査済証番号

令和二年九月二十五日

越建セ第二〇四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋百十番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市大場八百四番地一 ミーラービレニ〇一

日下部 直哉